

# 判断力とその対象

— 「特殊なもの」をめぐるカントの思索 —

八 幡 英 幸

## On the Meaning of 'the Particular' in Kant's Theory of Judgment

Hideyuki YAHATA

(Received October 1, 2008)

In the Introduction to the *Critique of Judgment* (1790), Kant defined the power of judgment as 'the faculty for thinking of the particular (das Besondere) as contained under the universal (das Allgemeine).' But, the meaning of the term 'particular' has often been confused with that of another term 'singular'. In this paper, I propose an interpretation of the former that enables us to give a coherent reading of the *Critique*. To sum up the conclusion, 'the particular' that requires the reflective power of judgment is a certain perception or an empirical intuition in so far as we already have some but insufficient determination of what it is. In other words, according to Kant's theory of judgment, there are no 'singular' objects that have no relation to general concepts or rules and await our initial judgments.

**Key words :** 判断力, 普遍的なもの (das Allgemeine), 特殊なもの (das Besondere),  
個々のもの (das Einzelne)

### 1. 問題設定

カントに即して言うなら, 判断力は何よりもまず「特殊なもの das Besondere」に関わる能力である。ひとまずそう言えると思うし, またそのテキスト, 特に『判断力批判』(1790)に触れた人の多くがそう考えるだろう。

その序論によれば, 「判断力一般は, 特殊なものを普遍的なもののもとに含まれるものとして考える能力」(V.179)<sup>1</sup>である。これに続く説明を読むと, 判断力一般に対し与えられ, その課題となるのはやはり「特殊なもの」であることがわかる。というのも, 規定的判断力の場合には, 「特殊なもの」とそれを包摂する「普遍的なもの das Allgemeine, つまり規則, 原理, 法則」が与えられているが, 反省的判断力の場合には「特殊なものだけが与えられている」(ibid.)とされるからである。

だが, この「特殊なもの」とは何だろうか。事物やその属性, あるいはその知覚, 認識など, 何がそう呼ばれるのだろうか。また, それは「個々のもの das Einzelne」とどう違うのだろうか。あるいは, この両者は同義だろうか。

この疑問は素朴なものであるが, 特に『判断力批判』を解釈する上で大変重要なものであると思う。ところが, この問題にはこれまで十分な注意が払われてこなかったように思われる<sup>2</sup>。それゆえ, 本稿ではこの問題を詳しく検討し, 判断力とその対象の位置づけをより明確なものにしたいと思う。

\*

この問題は明らかに, 特殊と普遍 *particulare / universale*, あるいは個と普遍 *singulare / universale* という伝統的二項対立に関連している。また, これらの二項対立は, 従来の思想史研究の中で, 中世の普遍論争に大きなピークを持つ一つの問題圏に含まれるものと考えられてきたという事情がある<sup>3</sup>。このことから, 特殊と個は, ともに普遍に対置されるものとして, 類似したものを見なされやすいのは確かである。

カント前後の翻訳関係を整理した『羅独-独羅学術語彙辞典』(哲学書房 1989)によると, ヴォルフ学派を中心に, 形容詞 *particularis* は *besonder* と独訳されるのが通例であったようである。イェツシェ編『論理学』(1800)を見ると, カントも *particulare* に *das Besondere* を対応させている (IX.116)。ところが, ヴォルフ学派においては, *besonder* と *einzel* とのあいだの相違は, *singularis* との関係でいささか不明瞭になっている。というのも, 形容詞 *singularis* は *besonder* と訳されることもあれば *einzel* と訳されることもあるからである。特に, 個的概念

notio singularis は, besonderer Begriff と訳されることもあれば einzelner Begriff と訳されることもある<sup>4</sup>。(周知の通り, 批判期のカントはこの概念を消去する.)

ところが, カントが形而上学講義のテキストとして用いた G.F. マイアーの著作 (XVI.561) やカント自身の著作・覚書等 (A.71=B.96, XVI.561, XVI.647, XVII.57, XXII.614) においては, singularis は einzeln には対応しても, besonder に対応することはない. besonder を中心に言うと, この語がもつばら particularis あるいは species<sup>5</sup> の関連語としての意味を担うようになったことにより, singularis あるいは individuum<sup>6</sup> の関連語としての意味を担う einzeln との差異が明確になったと考えられよう. このようにして, まず語彙のレベルで, 特殊と個が区別される基盤が整えられたのではないかと考えられる.

このことに関連して想起されるのは, 『純粹理性批判』(1781, 1787) の判断表で, 全称判断 allgemeine Urteile と特称判断 besondere Urteile, そして単称判断 einzelne Urteile が区別されていることだろう (A.70=B.95). しかし, 判断の量について言えば, この三者が区別されることは 18 世紀の論理学書の中でも決して珍しいことではない. G. トネリの詳細な研究<sup>7</sup>によれば, この時期の論理学書 61 書のうち 42 書がこれと同様の区別を行っている. その他の論理学書のうち 10 書は全称判断と特称判断の区別だけを行っているが, これは単称判断を全称判断に類するものと考えたためである<sup>8</sup>. また, 残りの 9 書の中には, 複数性の点から全称判断と特称判断を一括し, 単称判断を独立させたものもあるが, この場合にも特称判断と単称判断の区別は維持されている. 個と普遍, 特殊と普遍の関係をめぐる問題圏とは一応独立に, 古典論理学の伝統から言えば, besonder と einzeln の区別はむしろ当然とも言える状況にあったことがわかる.

\*

さて, このような観点から批判期のカントのテキスト, 特に『純粹理性批判』と『判断力批判』を見ていくと, そこには次のような二つの問題系列が存在するという解釈仮説が成り立つように思われる. それは, 右に見たようなカントの用語法によって比較的明瞭に区別される, 特殊と普遍 besonder / allgemein に関する問題系列 (以下, B-A 系列) と, 個と普遍 einzeln / allgemein に関する問題系列 (以下, E-A 系列) である.

まず, 先に見たように, 判断力は「特殊なものを普遍的なものに含まれるものとして考える能力」であるから, これを取り扱う『判断力批判』は主に前者の問題系列 (B-A 系列) に属するものと考えられる. また, このような見方は, その第二部「目的論的判断の批判」にはあまり問題なく適用できそうである. というのも, そこでは個々の樹木のような生物個体 individuum への言及も若干見られるものの (V.371, 423, 425), 自然の有機的産物に見出される「特殊な種類の因果性」(V.359-60, 390, 394, 411, 422, 434, 455) という類的なものが議論の的になるからである. (ただし, 「特殊なもの」すなわち「有機的なもの」というわけではない<sup>9</sup>.)

ところが, 『判断力批判』の第一部「美感的判断の批判」については, このような解釈は必ずしも成り立たないように思われる. そこでは, カントがそう明言しているように (V.215), 「この花は美しい」, 「この風景は崇高である」といった, 個々の美しいもの, あるいは崇高なものについての単称判断が取り扱われるからである. しかしまた, 『判断力批判』の序文では, カントは「美感的と呼ばれる判定」について「判断力の原理を批判的に研究することが, この能力の批判の最も重要な部分」(V.169) だと述べている. このことから言えば, 『判断力批判』の問題設定は, 全体としては前者の問題系列 (B-A 系列) に属しながらも, その原理, つまり自然の形式的合目的性 formale Zweckmäßigkeit に関わる部分では, 後者の問題系列 (E-A 系列) にも同時に属しているものと考えられる.

この二つの問題系列については, さらに次のような解釈をつけ加えておくべきだろう. すなわち, 特殊と普遍の関係は主に表象レベルの問題であるが, 個と普遍の関係はそれ以上の存在論的含意を持つ. このことは, 次のような判断の定義から読み取ることができるように思われる. 「判断は対象の間接的認識, つまりその表象の表象である. どの判断にも多くの表象に該当する概念があり, その多くのもののもとにまた所与表象を掴むのであるが, この後者の表象がそれゆえ対象に直接結びつけられる。」(A.68=B.93) すなわち, 判断は概念 (普遍) とそこに包摂される多くの表象 (特殊) によって構成されるが, 後者によって把握される所与表象は, その外部に存在する対象 (個) との直接的関係を持つ.

このような解釈仮説をさらにふまえて言うと, 『純粹理性批判』については, さしあたり次のような見方ができるように思われる. まず, 「超越論的感性論」では, 時間・空間における対象の直観が問題になるが, これは未規定なものであるにせよ, 「個々のもの」の存在を告げるものと言えるだろう. しかし, 「原則の分析論」(別名「判断力の超越論的理説」) を含む「超越論的分析論」では, 経験一般を可能にする表象相互の関係という「普遍的なもの」に焦点が移る. 他方, 「超越論的弁証論」の中でも, 「純粹理性の理想」では, 個体に関連して

神学的含意を持つ汎通的規定 *durchgängige Bestimmung* の原理が取り扱われる<sup>10</sup>。これは明らかに個と普遍に関する問題系列 (E-A 系列) に属する主題である。しかし、それに続く「純粹理性の理念の統制的使用について」では、もう一つの問題系列 (B-A 系列) に属する事物の特殊な可能性の問題が取り扱われる。

以下では、このような大まかな見通しの下、カントのテキストの解釈を進めていくことにする。順序としては、『純粹理性批判』から『判断力批判』へと進み、規定と反省の両面を持つ判断力の機能と、その主たる対象としての「特殊なもの」の位置づけを一通り明らかにしたいと思う。なお、ここではこのように課題を限定することから、実践的判断力はとりあえず視野の外に置くことにする。

## 2. 超越論的判断力とその対象

『純粹理性批判』の「原則の分析論」は、周知の通り「判断力の超越論的理説」とも呼ばれる。カントはその冒頭で、判断力を悟性と理性の中間に位置する上級認識能力として捉え、このことから「超越論的論理学」の構成を説明している。すなわち、「概念の分析論」は悟性、「原則の分析論」は判断力、「弁証論」は理性にそれぞれ対応するというのである (A.132=B.171)。とは言え、「原則の分析論」が「判断力の超越論的理説」と呼ばれる理由は、そこで提示される諸原則は経験一般の可能性に関わるア・プリオリな総合的判断だから、と言ったほうがはるかにわかりやすい。

ここでまず考える必要があるのは、そのようなア・プリオリな総合的判断に関連して、判断力はどのような機能を持つのか、ということである。これは、超越論的判断力——判断力の超越論的使用——とは何か、という問いでもある。また、先に見た『判断力批判』での判断力の定義との関係も気になるところである。

まず、「原則の分析論」の序論にあたる「超越論的判断力一般について」では、判断力の機能は次のように説明されている。すなわち、「悟性一般が規則の能力として説明されるとすれば、判断力は規則のもとに包摂 *subsumieren* する能力、すなわち、何かあるものが与えられた規則のもとに属するもの (*casus datae legis* 所与規則の事例) かどうかを区別する能力である。」 (A.132=B.171) 『判断力批判』での区分に即して言えば、これは規定的判断力——判断力の規定的側面——について述べたものと考えられよう。しかし、ここには反省の側面への言及がないからといって、超越論的判断力すなわち規定的判断力、と考えることができるかどうかはまだ不明である。

ここではむしろ、カントの説明に即して、判断力の超越論的使用においては、いったい何が、どのような規則のもとに包摂されるのかをよく考えるべきだろう。この問いに対しては、『純粹理性批判』での「原則の分析論」の位置づけを考えると、次のようにいくつかの段階を踏んで答えることができるように思われる。

まず、客体の認識に関して判断力に求められる機能は、何かある対象についての未規定な直観としての現象を、真なる経験を成立させるような仕方でも純粹悟性概念 (カテゴリー) のもとに包摂することである。すると、超越論的判断力の第一の役割は、この真なる経験を成立させる包摂の仕方を、ある種の規則として確立することにあると考えられる。このことは、「原則の分析論」で実際に行われることである<sup>11</sup>。また、その一方では、何かある現象と思しきものが真なる経験の対象であるかどうかを、その規則にしたがって区別することがその第二の役割になるだろう。このような区別は、日常的に行われるかどうかはともかく、理論的には可能でなければならない。

この第一の側面では、経験の真偽に関わる規則という普遍的なものを見出すことが課題になるため、判断力の機能は反省的である、と言って差し支えないように思われる。しかも、それはカテゴリーのもとへの包摂という課題を持つため、同時に規定的でもある。『純粹理性批判』にはこのような解釈を直接支持する記述は見あたらない<sup>12</sup>が、『判断力批判』のいわゆる第一序論には、次のような興味深い記述がある。すなわち、「判断力はここで、その反省において同時に規定的であり、その超越論的図式性は判断力に対し、所与の経験的直観がそのもとへ包摂される規則としての役割を同時に果たす。」 (XX.212)

ここで解釈の要になるのは、図式 *Schema* というものが果たす役割である。「原則の分析論」でも、最初に示されるのは、「純粹悟性概念がそのもとにおいてのみ使用されることができる感性的条件、すなわち純粹悟性概念の図式性」 (A.136=B.175) である。それに続いて示されるのが、「この条件のもとで純粹悟性概念からア・プリオリに生じ、あらゆるア・プリオリな判断を基礎づける総合的判断、すなわち純粹悟性の原則」 (*ibid.*) である。このことと先の引用の後半を併せて考えると、それ自体、ア・プリオリな総合的判断である純粹悟性の原則は、

純粹悟性概念の図式性（超越論的図式性）のもとへの現象（経験的直観）一般の包摂によって生み出される、という解釈が成り立つ。

現象一般に関する総合的判断としての純粹悟性の原則は、言うまでもなく規定的である。また、それに準拠して行われるであろう真なる経験もまた判断としては規定的である。しかし、その規定は、カテゴリーへの直接の包摂によって生じるわけではない。そうではなく、その図式という中間項への包摂が事物の規定を生み出す。だからこそ、「判断力のこの条件（図式）がなければ、すべての包摂は消え去る」（A.247=B.304）と言われる<sup>13</sup>。そして、ここで解釈上強調しておきたいのは、この図式という中間項に集約されているのは、それが同時に持つ反省的側面によって見出された判断力の超越論的使用の指針——というより「こつ Handgriffe」（A.141=B.181）——ではないかということである<sup>14</sup>。

\*

さて、以上のような解釈が正しいとすれば、『判断力批判』に至って明確化される反省と規定の区別は、超越論的判断力にも見出されるということになるだろう。しかも、前者が形成する図式によって後者、つまりア・プリアリナ総合的判断が可能になるという仕方で両者は密接に結びついている。しかしながら、超越論的判断力による包摂の対象は現象一般である。この点では、判断力の主たる対象を「特殊なもの」とする『判断力批判』の説明は、その超越論的使用にはあてはまらないように思われる。

ところが、カントにおける個体の位置づけを探求した研究書、青木茂『個体論の崩壊と形成』（創文社 1983）では、現象的個体を「特殊者」とする解釈が示されている。このことは本稿の内容に深く関係するため、そこに見られる次のような主張を少し立ち入って検討しておきたいと思う。すなわち、「カントでは物自体の現われとしての個物——現象的個体——はどこまでも直観的あるいは経験の対象としての個物であり、それ自身は「特殊者」であって厳密な意味での個体ではない。〔中略〕それは自然学の対象としての、それ自身抽象的な普遍性をもった個別者、かけ替えのない個体ではなくして〈かけ替えのある〉個体、個体ではなくして特殊者の性格をもった物である。」（p.44）

カントが言う「特殊なもの」が物自体ではなく現象、つまり経験的直観の対象であるということは、おそらく誰も否定しないだろう。しかし、逆に、現象すなわち「特殊なもの」、とは言えないはずである。この点に関して、同書では、現象的個体——カントに即して言えば「現象としての実体」（A.206=B.251）——を「特殊なもの」と同一視するような表現が繰り返し用いられる（p.44, 68, 78, 89）。一つの解釈として、現象すなわち「特殊なもの」ではないが、現象的個体は「特殊なもの」であるという見方があるかもしれない。しかし、そのように考えたとしても、やはり問題は残る。

現象一般は、それ自体としては「未規定な経験的直観の対象」（A.20=B.34）であるから、それが現象的個体となるためには、少なくとも実体性のカテゴリーに対応する持続性の図式のもとへの包摂が行われなければならない。それはまた、因果的な継起という観点からの規定も受けなければならないだろう。それは確かであるし、そのような規定に用いられる概念はもちろん普遍的なものであるから、現象的個体が「それ自身抽象的な普遍性をもった個別者、かけ替えのない個体ではなくして〈かけ替えのある〉個体」であるというのは、表現はともかく間違いではないだろう。

しかし、現象的個体の成立に際して求められるのは、普遍性の極にある事物一般の概念による規定である。それは現象的個体を成立させたとしても、それを「特殊なもの」にはしないと考えるのが普通だろう（「自然学の対象」となること自体が「特殊なもの」になることを意味するというのであれば別である）。「特殊なもの」としての規定はむしろ、「自然学の対象」という領域が判断力の超越論的使用によって画定された後に、その経験的使用の課題として取り組まれるべき問題である。

「原則の分析論」に話を戻そう。すでに述べたように、そこではまずカテゴリーの図式が提示される。その提示方法は、カテゴリー表にしたがって最初四項目、次にそのそれぞれに三つの下位区分が設けられるという具合に、いささか機械的である。また、周知の通り、その内容はすべて内的感官の形式としての時間に関する規定である。例として関係性のカテゴリーに属する図式を挙げると、実体の図式は持続性、因果性の図式は継起、相互作用の図式は同時存在である（A.144=B.183-4）。このようにカテゴリーの図式が時間規定となるのは、前節での解釈に引きつけて言えば、判断力の超越論的使用が内的感官に影響を与える行為<sup>15</sup>として反省され、図式化されるからではないだろうか。

これに続き「原則の分析論」の後半で提示される純粹悟性の原則は、あまりにも有名である。第一に、すべての直観は外延量を持つとする「直観の公理」、第二に、すべての現象において感覚の対象である実在的なものは

内包量を持つという「知覚の予料」、第三に、経験は知覚の必然的な結合の表象によってのみ可能であるとする「経験の類推」、そして第四に、様相の定義を含む「経験的思惟一般の要請」と続く。また、これらのうち「経験の類推」には、先ほど例示した三つの図式に対応する原則として、「実体の持続性の原則」（第一類推）、「因果性の法則に従う継起の原則」（第二類推）、「相互作用の法則に従う同時存在の原則」（第三類推）が含まれる。

本稿の目的から言うと、これらの原則について重要なことは、「すべての直観」、「すべての現象」、「すべての実体」、「あらゆる変化」などを主語に持つ全称判断だという点である。これらの原則は、経験一般の可能性に関わる「超越論的分析論」の最終的な成果として示されているのだから、これは当然と言えば当然である。未規定な経験的直観の対象としての現象は、これらの原則を充たすことにより真なる経験の対象としての客観性を有することになる。だが、その対象はまた、事物一般の概念による規定だけではなく、「特殊なもの」としての規定も受けなければならない。そして、すでに述べたように、このことが『判断力批判』で焦点化される判断力の経験的使用の課題となるのである。

### 3. 経験的判断力とその対象

「原則的分析論」では、カントの議論は経験一般の可能性の条件という「普遍的なもの」に向けられていた。だが、その中でも、「個々のもの」に関係する要素がなかったわけではない。そこでは、経験一般の対象としての規定が主たる問題であったにせよ、そのような規定を受ける対象はやはり「個々のもの」、つまり、私たちがある時、あるところで出会う「何か」だからだろう。カントによれば、この「何か」にあたるのは、さしあたり未規定な経験的直観の対象としての現象である。しかしまた、そのような対象の差異と同一性を明らかにし、それがまさに「個々のもの」であると主張することは、概念を用いた規定によるほかないだろう。

ところで、神概念との関連という視点からカントの個体概念を精査した研究書、S. アンデルセンの『理想と個体性』（1983）によれば、カントの場合、「個々のもの」への通路は次の二つが考えられる。まず、その第一の通路はやはり直観である。「それゆえ、個々のものに適用された概念の例としてカントが挙げた「この家 dieses Haus」という表現は、おそらく次のように解釈しなければならない。すなわち、「この直観に現れたものは、家である」<sup>16</sup>。これに対し、その第二の通路は「下位概念の系列」である。その中で「個々のもの」に最も近い位置を占めるのは「最下位の概念」であるが、これは他のすべての概念との関係で「汎通的に規定されていなければならない」<sup>17</sup>。ここではまず、この二つの通路について考えることから、判断力の経験的使用についての検討を始めることにしよう。

まず、この第一の通路は一見素朴であるが、その位置づけは実は揺らいでいる。一つの問題は、直観に与えられた対象をその都度ひとまとまりのもの——例えば、「私の前にある一軒の家」（A.190=B.235）——として知覚する際に必要となる「把握の総合 Synthesis der Apprehension」の位置づけである。『純粹理性批判』の第一版（1781）では、この作用は直観に与えられる「多様なものの通覧とその総括」（A.99）として、いわゆる三重の総合の第一段階に位置づけられる。また、『プロレゴメナ』（1783）では、経験判断 Erfahrungsurteil と知覚判断 Wahrnehmungsurteil の区別が導入され、「私たちの判断はすべて、最初は単なる知覚判断である」（IV.298）と言われるとともに、この知覚判断は「純粹悟性概念を必要としない」（ibid.）とされる。ところが、『純粹理性批判』の第二版（1787）では、この作用は「経験的総合として超越論的総合に、それゆえカテゴリーに依存する」（B.160）と言われる。

しかし、その位置づけはこのように揺らいでいるにせよ、一応の「通覧とその総括」を経た知覚がなければ、「これは一軒の家である」といった判断が成り立たないのは事実だろう。それゆえ、一つの解釈として、経験的判断力の主たる対象はこの知覚ではないか、という見方が成り立つはずである。この点については、項を改め、『判断力批判』での判断力の位置づけを参照しながら検討したいと思う。

次に、「個々のもの」への第二の通路が問題になるのは「純粹理性的理想」である。そこで理想 Ideal と呼ばれるのは、「個々の、理念によってのみ規定されうる、いやそれどころか規定された事物」（A.568=B.596）である。ところが、理念には系列の全体性が含意されることから、この理想としての事物の規定には、それをとりまく世界全体の規定が包含されることになる。要するに、それは汎通的規定でなければならないのである。また、この汎通的規定の原理は「ある事物の完全な概念を形成すべきすべての述語の総合の原則」であり、さらにそれは「あらゆる事物の特殊な可能性についての所与 Data を含む、すべての可能性の質料」（A.572-3=B.600-1）を前提

とする、と言われる。

周知の通り、このような個体論は神の現存在の証明、特にその存在論的証明と深く関係しており、「純粹理性の理想」でのカントの議論もそこに焦点を移していく。そして、この方面からの存在証明は、結局のところ、「存在は明らかに実在的述語ではない」(A.598=B.626)という有名な主張によって遮断されてしまう。しかし、本稿にとっての焦点はそこにはない。むしろ、本稿の目的から言えば、汎通的規定の原理は「あらゆる事物の特殊な可能性」に関係するという点に注目すべきだろう。

議論の流れを確認しよう。カントはまず、私たちが個々の事物の汎通的規定を求め、その前提として「すべての可能性の質料」を想定することは「悟性の切実な要請」ではあるが、「そうした前提が観念的なもの、単に架空のものであると気づくのは非常に容易」(A.583=B.611)だと言う。それは、端的に言えば、私たち人間にはすべての可能性は把握できないからである。それゆえ、「純粹理性の理念の統制的使用について」では、「すべての悟性概念の汎通的体系的統一については、直観にはいかなる図式も見出すことはできない」(A.665=B.693)と言われる。しかし、「そのような図式の類似物 Analogon は与えられうるし、また与えられなければならない。またそれは、ある一つの原理における悟性認識の区分と統合の最大限という理念である」(ibid.)、とカントは言う。そして、この理念は次のように「事物の特殊な可能性」に関係するのである。

まず、「悟性認識の区分」は、「各々の類 Gattung は様々な種 Art を必要とし、この種はまた様々な属 Unterart を必要とする」(A.655=B.683)という仕方で、事物の特殊化 Spezifikation に対応する。次に、その「統合」は、「より高次の類のもとでの多様なものの同質性 Homogenität」(A.658=B.685)、あるいはその「同種性 Gleichartigkeit」の発見によって達成されるが、「この同種性がなければ、いかなる経験的概念も、それゆえいかなる経験も可能ではないだろう」(A.654=B.682)と言われる。そして、この両者の「最大限」を求める関心——それゆえ、「二重の、相対立する関心」(ibid.)——が、事物の探求を推し進める<sup>18</sup>。

以上のような検討から、「悟性認識の区分と統合の最大限」という理念については、次のような解釈が成り立つように思われる。すなわち、この理念は、純粹理性の理想のレベルで問われる個と普遍の関係 (E-A 系列) から、経験的認識のレベルで問われる特殊と普遍の関係 (B-A 系列) への転換を告げるものである。また、それを導く統制的原理として「事物の合目的的統一」(A.686=B.714)が検討されるが、そこには『判断力批判』で展開、分節されることになる合目的性の原理の未分化な姿が見られる。

\*

ここではまず、前項での検討から生じた次のような解釈を検討していくことにしよう。それは、経験的判断力の主たる対象は、例えば「一軒の家」と判断されることになる対象の知覚なのではないか、という見方である。

一見したところ、このような見方は、『判断力批判』の序論での判断力の定義にもあまり無理なく重ねることができるように思われるかもしれない。再度参照するなら、「普遍的なもの(規則、原理、法則)が与えられている場合」に、「そのもとに特殊なものを包摂する」(V.179)ことがその規定的側面の役割であった。また、「そのために判断力が普遍的なものを見出すべき、特殊なものだけが与えられている場合」(ibid.)に働くのがその反省的側面であった。しかし、ここで言う「特殊なもの」が、ただ単にその都度の知覚の対象を指し、それ以上の含意を持たないのであれば、これはむしろ「個々のもの」と書き改めたほうがよいのではないと思われる。

ここでは一旦カントを離れ、実際の判断に即して考えてみよう。例えば、何かある知覚の対象が「一軒の家」と判断されるとすれば、それはなぜだろうか。それはおそらく、その対象が「家」にふさわしい形をしているからであろう。それは少なくとも、雨風を防ぐための壁と屋根を持つ、人が寝泊りできるほどの大きさの建物でなければならないだろうし、扉や窓もそこにはなくてはならないだろう。「家」の知覚は、そのような諸要素を「通覧」し、それをひとまとまりのものとして「総括」することによって成立する。そう考えると、「家」の知覚には、それを構成する諸要素——「壁」、「屋根」、「扉」、「窓」など——の概念や、その上位概念にあたる「建物」の概念など、その都度の感覚的所与を超えた「普遍的なもの」がすでに関与していることになる。

これに対し、まったく未知の物体に出会い、これに対応する概念を見出すことが求められる場合もあるのではないかと、言われるかもしれない。だが、この場合にも、「物体」という非常に一般的な概念による包摂はすでに行われている。また、それにより、その対象は「一定の限界に囲まれた(それゆえ形を持つ)物質」(IV.525)として、事物一般に比べれば「特殊なもの」と判断されていることになる<sup>19</sup>。そして、この場合には、この「物体」について、それをさらに詳しく規定するための概念——例えば、「隕石」、「溶岩」などの下位概念——を見出すことが反省的判断力の課題になるだろう。

以上のような検討から言えば、反省的判断力の定義にある、「そのために判断力が普遍的なものを見出すべき、

特殊なものだけが与えられている場合」という記述については、いくつか解釈上の注意が必要である。まず一つには、「特殊なものだけが与えられている」というのは、まったく未規定な対象が与えられる、という意味ではない（まったく未規定なものは「特殊なもの」ではありえない）。また一つには、「特殊なもの」に対して「普遍的なものを見出す」という場合、そこで求められているのは、既存の規定よりも上位の規定（より一般的な規定）をもたらす概念の発見であるとは限らない。すなわち、反省的判断力の機能は、上昇にも下降にも転じる可能性がある。

前述の例からもわかるように、実際の判断を考えると、ある「建物」に対し「家」という規定を与えたり、ある「物体」のために「隕石」という概念を見出したりと、下降的な反省と規定の事例を挙げるのはごく簡単である。『自然科学の形而上学的原理』（1786）の表現を用いて言えば、「類似性に基づく分類体系としての自然記述 *Naturbeschreibung* や、さまざまな時間や場所におけるその体系的表現としての自然誌 *Naturgeschichte*」（IV.468）は、そのような下降的判断に大きく依存している。これは、「悟性認識の区分と統合の最大限」という理念に導かれた自然探求の「区分」の側面にあたる。

これに対し、その「統合」の側面にあたる判断の事例は、種類概念に基づく自然記述や自然誌よりも、法則定立的な自然科学 *Naturwissenschaft* に求められる。再び『自然科学の形而上学的原理』の表現を用いて言えば、それは歴史的自然科学よりも、理性的自然科学<sup>20</sup>の任務なのである（*ibid.*）。例えば、『純粹理性批判』の「純粹理性の理念の統制的使用について」では、天体の運動から重力 *Gravitation* の概念が導き出された経緯が次のように説明されている。すなわち、さまざまな惑星の軌道が円または楕円であることから、彗星の軌道もこれに準じて説明できるのではないかという推測が行われ、そこから「これらの軌道の形態に関する類の統一性」（A.663=B.691）が見出された。そして、そこからさらに「これらの運動のすべての法則の原因の統一（重力）」（*ibid.*）が見出されたというのである。

また、もう一つの上昇的な判断の例として、カント自身が「目的論的判断力の批判」で行った自然目的 *Naturzweck* という概念に関する考察を挙げることができる。そこではまず、例えば樹木のような自然の産物に見られる種、個体、そしてその諸部分の再生産の例が示され、「事物はそれ自体が結果でも原因でもある場合には、自然目的として存在する」（V.370）と言われる。ここで行われているのは、一見帰納的な概念形成である。ところが、カントによれば、このような自然目的概念の位置づけは、「いわば非本来的な未規定な表現であり、規定された概念からの導出が必要である」（V.372）。

そのため、カントは自然および技術の因果性の概念を手がかりとして、自然目的概念を以下のように規定し直す。「自然目的としての事物に第一に要求されることは、その諸部分が（その現存在と形態に関して）全体との関係によってのみ可能だということである。」（V.373）この規定は、その全体の表象によって部分が決定されるという、目的としての事物の特徴に対応している。だが、この規定には技術の産物も含まれるため、カントは次のような規定をこれに追加する。すなわち、「[自然目的としての事物に] 第二に要求されることは、その諸部分は互いにその形態の原因でも結果でもあることにより、全体の統一が生じるように結合されなければならないということである。」（*ibid.*）この規定により、その産物の「全体の統一」は外部の技術者によってではなく、その産物自体によって生み出されることが示され、自然目的概念の規定が一応完成する。

周知の通り、「目的論的判断力の批判」の議論は、この自然目的概念は事物の規定に用いることはできず、反省的判断力によって統制的に使用されるにすぎない、という方向に進む。また、このような自然目的概念の位置づけは、一方では「自然目的というものが説明できないこと」（V.395）、他方では「自然目的の概念を私たちにとって可能にする、人間の悟性の特質」（V.405）に関係づけられる。

しかし、本稿にとって重要なのは、「目的論的判断力の批判」で当初から問題になっているのは、「目的に従う自然の諸結合や諸形態」（V.360）という類的なものだという点である。また、それに対応する自然目的概念は、個別事例からの帰納よりも、「規定された概念からの導出」によって形成されたという点も重要である。そのように既存の概念を拡張、再編する形での概念の整備は、動植物の分類や天体の運動法則の発見など、必ずしも目的論に関係しない場合にも見られる。カントが『判断力批判』の序論で、「目的論的判断力は何ら特殊な能力ではなく、反省的判断力一般にすぎない」（V.194）と述べているのは、このことを指すものと考えられる。

\*

ところが、美感的判断力の位置づけは目的論的判断力のそれとは大きく異なる。すなわち、カントは同じく『判断力批判』の序論で、「判断力の批判には、美感的判断力を含む部門が本質的なものとして属する」（V.193）と述べている。それは、「この美感的判断力のみが、判断力が自然についての反省の根底にまったくア・プリオ

りに置く一つの原理を、すなわち、私たちの認識能力に対する、その特殊な（経験的）法則の点での自然の形式的合目的性の原理を含んでいるから」（ibid.）である<sup>21</sup>。残された紙幅はわずかであるが、本稿では最後に、この点についての解釈を素描的にであれ示しておきたいと思う。

ところで、以上のような検討を通じて、経験的判断力の課題は、例えば何かある「物体」を「隕石」と規定したり、何かある「彗星の軌道」を「楕円」と規定したりすることにあると考えられた。しかし、このような判断力の経験的使用はどのようにして正当化されるのか、という問題がまだ残されている。実は、このような経験的判断の権利問題に対応するものとして『判断力批判』で提示されるのが、「判断力の超越論的原理」（V.181）としての自然の形式的合目的性である。

この原理の含意はおよそ次のように説明される。すなわち、「普遍的な自然法則は私たちの悟性にその根拠を持つだけだから [中略]、特殊な経験的法則は、普遍的な自然法則によってなお未規定のまま残される部分に関しては、あたかもある悟性（それは私たちの悟性ではないとしても）が、特殊な自然法則に関する経験の体系が可能になるように、私たちの認識能力に配慮して与えてくれたかのような、そのような統一に即して考察しなければならない。」（V.180）

この原理は一見したところ、人間以外の悟性の存在を暗に仄めかしながら、「特殊なもの」は私たちの認識能力に配慮した形で与えられるであろうと主張するだけで、判断の指針としての意味は持たないように思われるかもしれない。ところが、カントは次のように述べ、自然の形式的合目的性は実際に看取、というより感知されると主張する。すなわち、「構想力（ア・プリオリな直観の能力としての）が悟性（概念の能力としての）に対し、所与の表象によって意図せず調和させられ、それにより快の感情が喚起されるなら、その場合にはその対象は反省的判断力にとって合目的なものと思なされるはずである。そのような判断は、客体の合目的性に関する美感的判断である。」（V.190）

そして、『判断力批判』の第一部、特に「美しいものの分析論」では、このような美感的判断にはある種の普遍性、必然性の要求が伴うとされる。より正確に言えば、そこで検討されるのは、個々の対象の美しさについての判断——カントに即して言えば趣味判断——であり、これは対象の認識をもたらすものではない。ところが、カントはそのような判断の成立条件として、「所与表象における心的状態の普遍的伝達可能性 *allgemeine Mitteilbarkeit*」（V.217）を挙げる。また、この条件を満たすような心的状態は、「認識能力が所与表象を認識一般 *Erkenntnis überhaupt* へと関係づける限りにおいて、認識能力の相互の関係に見出されるような心的状態」（ibid.）だと言う。

この点の解釈は以下の通りである。すなわち、カントはここで、趣味判断に伴う普遍性への要求を、認識一般に見出されるような心的状態の伝達可能性に結びつけて説明している。このことは、概念によらない趣味判断にも、概念による認識に準じた普遍性が認められるというふうに、まずは理解できるかもしれない。しかし、多種多様な経験的判断を含む認識一般の普遍性は、ア・プリオリに確立されるようなものではない。その普遍性を生み出すのは判断力の超越論的原理だと思われるが、当の原理である自然の形式的合目的性は美感的判断力によって感知される、というのが『判断力批判』の重要な論点であった。それゆえ、事情はむしろ逆であろう。すなわち、認識一般の普遍性は、美感的判断力によって感知される「所与表象における心的状態の普遍的伝達可能性」がなければ、そもそも成立しないのではないか。そして、この普遍性の根拠が見出された際に、その機縁となった対象の認識すら度外視してそこに「滞留 *weilen*」（V.222）しようとするのが、「すべての関心を離れた」（V.204）趣味判断ではないだろうか<sup>22</sup>。

以上の検討をもう少し遡って考え直してみよう。まず、私たち人間には、「個々のもの」への汎通的規定という通路は閉ざされていた。これに代わって判断力の経験的使用に対象を与えるのは、さしあたり対象の知覚であると思われたが、これはいまだ不満足な仕方であれ、一定の概念による規定を受けていた。そこで問われるのは、そのようにいずれにせよ規定の途上にある「特殊なもの」についての判断の妥当性であるが、その普遍性、あるいは少なくとも伝達可能性を告げるのは、「個々のもの」の知覚を機縁として下される美感的判断ではないか、と考えられたのである。もしこの解釈が正しいとすれば、認識一般に属するものとしては、表象の表象、概念と概念の結合という方式によるしかない私たちの判断は、その一方で、認識とはまた異なる仕方、関心を離れた快という「個々のもの」への通路を有していることになるだろう。



## 注

- 1 カントの著作・覚書等からの引用・参照箇所については、アカデミー版全集の巻数とページ数を示す。ただし、『純粋理性批判』については、慣例に従いA版とB版のページ数を示す。
- 2 『カント事典』(弘文堂1997)の欧文索引を見ると、*allgemein*に関連する項目は*Allgemeinheit*をはじめとしていくつもあるが、*besonder*と*einzel*に関連する項目は見あたらない。また、これらに対応するラテン語*particularis*と*singularis*に関連する項目も個的概念*conceptus singularis*以外には見当たらない。個物(原語表記なし)への言及は汎通的規定の項目に若干見られるが、これは*singulare*としての*individuum*、つまり*das Einzelne*に対応する。後述するように、カントにおいて*besonder*と*einzel*の区別は明確であることを考えると、これまでの研究で最も等閑視されてきたのは*particulare*、つまり*das Besondere*ではないかと思われる。
- 3 J. Ritter (Hrsg.), *Historisches Wörterbuch der Philosophie*, Bd.1では、*Allgemeines / Besonderes*という項目の下にこれらの二項対立が一括されている(S.164-191)。その長大な記事の中でも、カントに関する記事は、まさにこの見出し語の通り普遍と特殊*Allgemeines / Besonderes*という二項対立を用いて整理されている(S.182-183)。これに対し、オッカムやエックハルトなど中世末期の思想家に関する記事では、普遍と個*Allgemeines / Einzelnes (=Individuum)*という二項対立が採用されている(S.174-175)。
- 4 C. G. Ludovici, *Ausführlicher Entwurf einer vollständigen Historie der Wolffischen Philosophie*, 1735<sup>1</sup>, S.79, 95; 1737<sup>2</sup>, S.235, 259 (Rep. Hilesheim, 1977); J.N. Frobesius, *Christiani Wolfii Philosophia Rationalis siva Logica*, 1746, index (Rep. Hildesheim, 1980)。
- 5 批判期のカントは大文字化した*Spezies*という語を使用するが(A.660-1=B.688-9, IV.483, V.186, V.233-4, V.343, V.374, V.381, V.418-22, V.427, V.430)。この語は判断力の経験的使用の問題圏を示すキーワードの一つである。
- 6 *individuum*は本来、不可分なもの、単純なものという意味を持つ。J. Ritter (Hrsg.), *Historisches Wörterbuch der Philosophie*, Bd.4によると、おそらくキケロ以降、*atomos*の訳語として定着した語が*individuum*である(S.300)。しかし、同Bd.9によると、18世紀には*singulare*と*individuum*はほぼ同じ意味を持つ語として使用されていたようである(S.802)。カントにおいてもそれは同様であり、さらにこれらに対応する語として*einzel*が採用されている。このことに関連して指摘しておきたいのは、カントは『純粋理性批判』の「弁証論」で物体の分割可能性*Teilbarkeit*を論じた際に、*individuum*の関連語を用いていないという点である。
- 7 Giorgio Tonelli, *Die Voraussetzungen zur Kantischen Urteilstafel in der Logik des 18. Jahrhunderts*, in F. Kaulbach, J. Ritter (Hrsg.), *Kritik und Metaphysik: Studien Heinz Heimsoeth zum achtzigsten Geburtstag*, Berlin, 1966, S.134-158。
- 8 カントは『純粋理性批判』で判断表を提示した際、このことに言及し、全称判断と単称判断を区別する理由を説明している(A.71=B.96-7)。
- 9 「有機的なもの」が「特殊なもの」の一つであることは確かである。しかし、「特殊なもの」すなわち「有機的なもの」だとすれば、『判断力批判』の序論での判断力の定義を踏まえると、判断力はすべて目的論的判断力だということになってしまうだろう。これに対し、私自身は、カントの言う判断力の機能(反省作用と規定作用)は、まずその超越論的使用から経験的使用まで、そして経験的使用の中でも機械論的使用から目的論的使用まで、多様なレベルで発揮されるものと考えている。本稿では、そのような観点からの解釈のごく一端を示すことしかできないが、Manfred Kugelstadt, *Synthetische Reflexion*, de Gruyter, 1998は同様の観点から周到的な解釈を行っている。
- 10 この点については、Svend Andersen, *Ideal und Singularität: Über die Funktion des Gotesbegriffes in Kants theoretischer Philosophie*, de Gruyter, 1983を参考にした。同書では、カントにおける個体論の位置づけが詳細に検討されている。ただし、カント自身が個体性を意味する抽象名詞*Singularität*, *Individualität*を使うことは非常に稀である。
- 11 カントは「原則の分析論」の冒頭で、超越論的論理学の任務について、「純粋悟性を使用する際の判断力を一定の規則に従って規正し、確実なものにすることが、それに特有の仕事であるとさえ考えられる」(A.135=B.174)と述べている。
- 12 カントは「原則の分析論」の付録「反省概念の多義性について」で、超越論的反省*transzendente Reflexion*という語を用いる。しかし、これは「認識方法に対する所与表象の關係」(A.262=B.318)に向けられたものであり、真なる経験の成立に直接関わるものではない。
- 13 規定的判断と非規定的判断(分析判断と知覚判断)の区別に焦点をあてた最近の研究によれば、両者の区別の決め手になるのは規定を可能にする図式の有無である。Seung-Kee Lee, *The Determinate-Indeterminate Distinction and Kant's Theory of Judgment*, *Kant-Studien* 95-2, 2004。
- 14 反省と図式を明確に結びつける表現は、再び第一序論という未刊のテキストに求めざるを得ない。すなわち、「判断力はそうした反省をア・プリオリに図式化*schematisieren*し、その図式をあらゆる経験的総合へと適用するのであり、そうした経験的総合がなければ、いかなる経験判断も下すことはできないだろう。」(XX.212)。
- 15 時間規定としての図式については、演繹論に見られる「構想力の超越論的行為(内的感官に対する悟性の総合的

影響)」(B.154 cf. A.120)への言及を併せて検討すべきだろう。

- 16 S. Andersen, *ibid.*, S.95.
- 17 S. Andersen, *ibid.*, S.96.
- 18 カントは、一方では事物の多様性、他方ではその同種性に向かう関心が同時代の科学の中で拮抗していることを的確に指摘している (A.655=B.683)。
- 19 「物体 Körper」の概念は、「事物 Ding」のように経験一般の対象としての意義を持つわけではないし、「物質 Materie」に比べても特殊な概念である。cf. P. プラース、『カントの自然科学論』, 犬竹正幸・中島義道・松山寿一訳, 哲書房, 1992, p.159-162.
- 20 理性的自然科学はさらに本来的なものと、非本来的なものに区分され (IV.468), 前者については形而上学が構想される。また, P. プラースの前掲書 (p.214-216) では、『自然科学の形而上学的原理』の「動力学に対する総注」と『判断力批判』の関係が指摘されている。
- 21 周知の通り、『判断力批判』の第一部と第二部の関係については様々な見方がある。しかし、この点を押さえるならば、「美感的判断力の批判」に判断力の原理の基礎づけ、「目的論的判断力の批判」にその経験的使用を見て取るのが自然ではないだろうか。このような見方に基づく研究書として, Joachim Peter, *Das Transzendente Prinzip der Urteilskraft: Eine Untersuchung zur Funktion und Struktur der reflektierenden Urteilskraft bei Kant*, de Gruyter, 1992.
- 22 「認識一般」をキーワードとする美感的判断と経験的認識の関係については、特にその必然性の観点を交え、もっと詳細に検討する必要がある。この点に触れた研究書として, J. Peter, *ibid.*, S.113-8; 山根雄一郎、『〈根源的獲得〉の哲学』, 東京大学出版会, 2005, 特に p.248-254.

#### 参考文献

- 1) Frobesius, J.N., *Christiani Wolfii Philosophia Rationalis siva Logica*, 1746 (Rep. Hildesheim, 1980).
- 2) Kugelstadt, M., *Synthetische Reflexion*, de Gruyter, 1998.
- 3) Lee, Seung-Kee, The Determinate-Indeterminate Distinction and Kant's Theory of Judgment, in: *Kant-Studien*, 95-2, 2004.
- 4) Ludovici, C. G., *Ausführlicher Entwurf einer vollständigen Historie der Wolffischen Philosophie*, 1735<sup>1</sup>, 1737<sup>2</sup> (Rep. Hildesheim, 1977) .
- 5) Peter, J., *Das Transzendente Prinzip der Urteilskraft: Eine Untersuchung zur Funktion und Struktur der reflektierenden Urteilskraft bei Kant*, de Gruyter, 1992.
- 6) Ritter, J. et al. (Hrsg.), *Historisches Wörterbuch der Philosophie*, Basel, 1971-2007.
- 7) Svend Andersen, Ideal und Singularität: Über die Funktion des Gottesbegriffes in Kants theoretischer Philosophie, de Gruyter, 1983
- 8) Tonelli, G., Die Voraussetzungen zur Kantischen Urteilstafel in der Logik des 18. Jahrhunderts, in: Kaulbach, F., Ritter, J. (Hrsg.), *Kritik und Metaphysik: Studien Heinz Heimsoeth zum achtzigsten Geburtstag*, Berlin, 1966, S.134-158.
- 9) 青木茂, 『個体論の崩壊と形成』, 創文社, 1983.
- 10) 山根雄一郎, 『〈根源的獲得〉の哲学』, 東京大学出版会, 2005.
- 11) P. プラース, 『カントの自然科学論』, 犬竹正幸・中島義道・松山寿一訳, 哲書房, 1992.